



—安心して生活できる社会を目指して—

障がい福祉計画等を策定しました

近年、障がい福祉を取り巻く状況は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化、家族形態の変化や地域機能の低下など、大きく変化しています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。そのため市では、障がいの有無に関わらず、安心して生活を送ることができる社会の構築を目的に、下記の計画を策定しました。

- 「真岡市障がい者計画（第3期計画）」
計画年度：令和3年度～令和8年度の6年間
- 「真岡市障がい福祉計画（第6期計画）及び
真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）」
計画年度：令和3年度～令和5年度の3年間

詳しくはこちら



市ホームページ
QRコード

☎ 社会福祉課障がい福祉係 TEL 83-8129

あなたの家庭にも安全な水道水を

市では定期的な水質検査を行い、給水区域内の市民の皆さまが安心して使用できる飲料水を届けています。ぜひ、この機会に水道への加入を検討ください。

水道の使用開始方法

手順1 水道課庶務係に相談する
真岡市指定給水装置工事事業者や加入に係る初期費用・水道料金の説明を受けます。

手順2以降の手続きは、事業者にお任せください。

手順2 業者を選ぶ
市の指定給水装置工事事業者から選択してください。

指定給水装置工事事業者が、市水道課へ給水装置工事申込書を提出し、工事および開栓手続きを行うことで、水道が使用できるようになります。

給水装置設置資金貸付制度

生活用水として水道を引く工事を行う場合、工事費用は自己負担となります。市では、その資金を貸し付ける制度を行っていますので、ぜひご利用ください。

- 【対象】生活用水として水道を引く（給水装置を設置する）工事
 - 【内容】貸付限度額30万円（無利子）
 - 【償還方法】20カ月以内の期間で、2カ月ごとの10回均等償還
- ※連帯保証人が1人必要（令和2年度から2人→1人に緩和）

詳しくは、市ホームページを確認ください



市ホームページ
QRコード

☎ 水道課庶務係 TEL 83-8167

令和3年4月 総合福祉保健センター内に開所します 真岡市成年後見サポートセンター

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守る制度です。成年後見人などが、そのような方々の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。



サポートセンターが
成年後見制度に関する
お手伝いをします



■相談

判断能力に不安がある方の生活や、財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えます。

■手続き支援

制度の利用が必要な方や、そのご家族などが制度を利用しやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら解決に向けた支援をします。

■後見人のサポート

親族の後見人を引き受けている方や、後見人を初めて受ける方などの相談を受け付けて、支援を行います。

※真岡市成年後見サポートセンターを運営する社会福祉協議会は、家庭裁判所から「成年後見人」等に選任され、本人の支援を行う法人後見事業を実施しています。

判断能力に応じた「3つの制度」

本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分

ほとんどのことは自分でできるが誰かの手助けがあると安心

判断能力が著しく不十分

日常の買い物は1人でできるが、重要な契約の手続きは1人ではできない

判断能力が常に欠けている

家族の区別がつかず、日常の買い物も1人ではできない

補 助

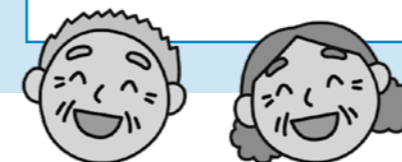
家庭裁判所が定めた範囲で、契約の代理や取り消しなどを行います。

保 佐

保佐人の同意を得ずに交わされた契約は取り消すことができます。また、家庭裁判所が定めた範囲で契約の代理を行います。

後 見

本人の財産を管理し、本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした契約を取り消したりすることができます。



★制度や支援内容など、どんなことでもご相談に乗ります。気軽にお問い合わせください。

☎ 真岡市成年後見サポートセンター（社会福祉協議会内）TEL 82-8844